

# 白岡市 部活動指導のガイドライン (中学校部活動・地域部活動)



令和3年11月 改定  
白岡市教育委員会

## 1. 部活動の意義・目的

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、健康で豊かな人生を送る礎となる大切な機会である。体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図るだけでなく、異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や規範意識、社会性や協調性、責任感、連帯感等を育成するとともに、生活意欲や学習意欲を高め、保護者や地域から期待される生徒の健全育成の場としても重要な役割を果たしている。そうした活動の中からやりがいを感じ、部活動以外にも好影響を及ぼすような活動を目指すべきである。

## 2. 学校教育の一環としての部活動

部活動については、中学校の学習指導要領において、その教育的意義から「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と記されている。これを受け、各学校においては、部活動を教育活動の一つとして位置づけ、地域の人々の協力のもと、実態に合わせた効果的かつ計画的な指導を進めることが求められている。

中学校学習指導要領(平成29年3月告示)における部活動の位置づけ  
教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連 (第1章第5の1のウ)

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携等の運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 3. 「地域部活動」の展開と「中学校部活動」と「地域部活動」の連携

**中学校部活動** 原則として、中学校の教職員が指導者（顧問）となる部活動。

**地域部活動** 地域人材が指導者となる部活動。中学校部活動における外部指導者とは違い、中学校の教職員が立ち会わなくても単独で指導が可能となる。地域人材として、地域のクラブ指導者や保護者、退職教職員のほか、現役の小・中学校の教職員が兼職兼業として指導にあたる。

現在、教職員の日々の業務が多忙となり、本来の力を入れるべき授業に対しても少なからず影響を与えている。また、教職員を目指す大学生等の若い人材にとっても大きな問題であり、志望者が減少する要因になりかねない現状である。

このように小・中学校における教職員の働き方改革が求められている現状から、部活動においても改革を推進する必要がある、その一つの方策として、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが指摘されている。

また、活動する生徒一人一人のニーズや多様化する価値観に対応した環境を提供し、持続可能な部活動にしていくことが求められている。そのためにも、地域人材との連携は必要不可欠であり、人材の確保や費用負担の在り方、運営団体との連携等の課題に対して、保護者をはじめとする地域の様々な方々の協力を得ながら段階的に取り組むことが必要であると考えられる。

「中学校部活動」と「地域部活動」がお互いに連携し活性化することで、「持続可能な部活動の推進」や「教職員の働き方改革の推進」だけでなく「地域と学校との連携・協働活動の充実」を図ることが期待される。

#### 4. 充実した活動のために

##### (1) 効果的、計画的な指導をめざして

- ① 指導の目標や練習内容を明確にし、バランスのとれた活動ができるように配慮すること。また、定期的に活動内容を振り返り、生徒の実態に合わせた活動となるようにすること。
- ② 生徒の健康面に配慮し、中学校部活動と地域部活動を合算して1週間のうち2日分以上を休養日とすること。なお、中学校部活動のみの活動の場合は、土日のどちらかを休養日とすること。
- ③ 学校行事や大会、コンクール等の関係において、止むを得ず休養日が設定できなかった場合は、次週に休養日を増やす等の配慮を行うこと。また、各校の設定する「ふれあいデー」についても休養日とすること。
- ④ サマーフレッシュウィーク（毎年8月11日～8月16日）及び年末年始の期間は、連続した休養日を設けるとともに、他の長期休業中の活動についても、ある程度まとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与えること。
- ⑤ 1日の活動時間は、できるだけ短時間とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。平日は長くとも2時間程度（朝練習等を含む）、学校の休業日（学期中の週休日、祝日・休日）は原則として3時間程度とすること。
- ⑥ 部活動は自主的な活動であることから、生徒や保護者から欠席や遅刻・早退等の申し出があった場合は、適切に対応すること。
- ⑦ 中学校部活動と地域部活動の指導者が互いに連携を図り、生徒・保護者・地域の方々に活動方針や活動内容等を説明し、開かれた部活動を目指すこと。また、周囲の意見に対しては積極的に耳を傾け指導に取り入れる努力をすること。
- ⑧ 部内の活動経費については、必要かつ最小限にとどめ、各部において適切に会計報告を行うこと。

##### (2) 生徒の健康・安全を考慮した活動の実施

- ① 生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て、指導すること。
- ② 安全面に十分配慮し、緊急時の連絡体制等を整え、対応を万全にすること。
- ③ 活動中は気温及び WBGT（暑さ指数）の段階によらず、常に水分補給や塩分補給、適切な休憩の設定等、熱中症予防の措置をとること。また、原則として、気温 35℃以上や WBGT（暑さ指数）の判断基準をもとに、異常な高温の場合は、練習及び大会や競技等（演技等を含む）を一時中断し、生徒の安全確保が整わない場合は、活動を中止すること。
- ④ 気象情報や環境省発表の WBGT（暑さ指数）予測値等をもとに、事前の活動中止・活動時間変更等も視野に入れ、積極的に熱中症予防に努めること。
- ⑤ 気象情報を把握し、落雷や竜巻等の危険が予想される場合は、早めに中止の判断をすること。

##### (3) 実際の活動における効果的な指導

- ① 生徒の意欲を高めることや自主的・自発的な活動を促すことができるよう、生徒の状況把握をするためのコミュニケーションを密にし、発達段階に応じた指導を行うこと。

②好ましい人間関係づくりのために、リーダーの育成等を通し生徒相互が良好な関係で活動できる集団を醸成すること。

③指導者は、原則として生徒の活動に立ち会い指導すること。

④日常の活動においては効率的な練習内容・方法や活動時間の設定を工夫し、生徒一人一人の長所を伸ばす前向きな指導を心がけ、内的モチベーションを高めることに留意すること。

#### (4) 指導力向上のために

①勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与える等、教育的配慮を怠らず指導すること。

②正しい人権感覚をもち、体罰やいじめ防止について常に留意し、生徒や保護者の信頼を得ること。

③部活動の指導における体罰の行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、社会の規範に反し、スポーツ・文化・芸術の価値を著しく損なうものである。改めて、全ての指導者が体罰は根絶すべきものであると再確認すること。

④指導と称して殴る・蹴る等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪等の犯罪行為であることを認識すること。生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されないことを認識すること。

⑤体罰は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒も含め、肉体的・精神的に後々の人生に悪影響を及ぼすことになることを認識しなければならない。

⑥校長・指導者・地域部活動管理団体・その他の関係者は、部活動の指導において体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うこと。

### ○部活動時に配慮すべきこと

